三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (三重都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

-R3.3-

県 名 大分県 都市計画区域名 三 重

目 次

1	者	郡市計画の目標
	1)	三重都市計画区域の特性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
	2)	都市づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
	3)	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
	4)	地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
	5)	都市計画区域の範囲、規模・・・・・・・・・・・・・・・P5
	6)	目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
	◆者	B市づくり概念図
2	Þ	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
		判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
	2)	区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
3	È	上要な都市計画の決定の方針
	1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ P7
	2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・P11
	3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・P13
	4)	自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・P14
4	者	8市防災に関する方針
	1)	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
	2)	都市防災のための施策の概要・・・・・・・・・・・ P 1 7
5	者	8市計画の相互支援と管理
	1)	役割分担と相互支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
	2)	計画の管理と継続的改善・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 9
	◆尓	十図

1 都市計画の目標

1) 三重都市計画区域の特性

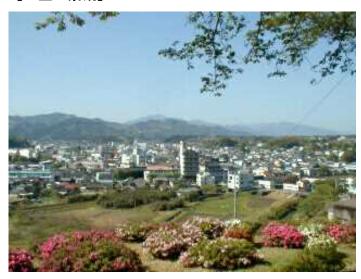
竹田市、豊後大野市から構成される「豊後大野竹田連携都市圏」は、大野川とほぼ並行に走る国道 502 号と現在整備中である中九州横断道路を都市間交流軸として、大分市、佐伯、臼杵、阿蘇、延岡方面へ連絡する幹線道路を有し、市街地を大野川流域の広大な田園景観などで取り囲み、その周囲を阿蘇くじゅう国立公園や祖母傾国定公園、祖母傾県立自然公園、神角寺芹川県立自然公園の山地・高原の自然地が取り囲み、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにも登録されている。そのなかで豊後大野市は、竹田市や大分市と連携して、良好な環境に恵まれた利便性の高い魅力的な都市づくりが期待されている。

本都市計画区域は、大分県南西部、県都大分市から約 40km に位置しており、従来から県の出先機関や国の行政機関が集積し、経済、情報、文化、福祉、教育、交通などの面で県南西部の中心的役割を果たしている。

また、古くから交通の要衝として栄え、石仏をはじめとする古墳・遺跡が多数存在するとともに、全国的に名水の郷として知られるなど、豊かな自然環境や田園環境に恵まれた歴史と文化の町である。都市計画区域周辺の田園の広がる緒方盆地や原尻の滝等は、景観条例に基づく景観形成重点地区に指定されている。さらに、近年の交通網の発達などにより大分都市圏の影響を受け、人口は安定しており、幹線道路沿道を中心に商業施設の立地が進んでいる。

このように、豊かな自然、歴史、文化とともに、都会的利便性も享受でき、人々の価値 観が多様化するなかで、今後の発展がますます期待される都市である。

【三重の景観】



―三重の中心市街地―



-三重の自然環境—

2) 都市づくりの課題

市街地は、モータリゼーションの進展により大分市への通勤圏が拡大し、この影響など を受け拡散する可能性がある。このため、市街地の中心部等において都市基盤の充実や都 市機能の集積により快適な居住環境の形成と居住の誘導が必要である。

また、住宅開発に対する需要を適切に受け止め、良好な都市環境の形成に向けた都市的 土地利用と農業的土地利用との調整により、景観の維持と保全に努めることが必要である。 これからの超高齢社会の進展などによる移動ニーズの変化を踏まえながら、道路だけで なく公共交通機関等により拠点と地域とのネットワークを構築し、自家用車に過度に頼る ことなく誰もが日常生活に必要なサービスなどを享受できる都市基盤を形成することが必 要である。

道路は、主として国道 326 号と国道 502 号が都市の骨格を形成し、これらの道路が大分市方面と竹田市方面を結んでいる。国道 326 号は宮崎県延岡市方面と連携しており、交通の結節点としての機能強化が必要である。また、豊後大野竹田連携都市圏内で中九州横断道路などの整備が進められており、高速交通時代に対応したアクセス道路の整備が必要である。

さらに、本都市計画区域では、南海トラフを震源とした地震や豪雨等による土砂災害等が懸念されている。このため、計画的かつ着実に地震対策や土砂災害等の対策に取り組むとともに、災害リスクの低い区域への各種施設の立地誘導やより安全な地域への居住等の誘導、災害リスクの高い区域における関係法令に基づいた土地利用制限や開発行為の規制等を検討し、適正な土地利用により安全・安心な居住環境を形成していくことが必要である。

3) 基本理念

人口減少・超高齢社会の進行や巨大災害の懸念など、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているなか、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』を都市づくりのテーマとしている。

このテーマを実現するため、以下の5つを基本方向として、都市政策を進める。

- ①「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」 【都市構造】
- ②「地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり」【地方創生】
- ③「安全で安心して暮らせる都市づくり」 【安全安心】
- ④「歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、 自然環境と共生する魅力ある都市づくり」 【環 境
- ⑤「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」【地域主体】

本都市計画区域においては、豊後大野竹田連携都市圏の中心的役割を果たすため、都市

機能や居住の誘導により拠点機能の向上を図る。また、鉄道、道路網による立地特性を活かし、公共交通機関等により拠点と周辺地域のネットワークを構築するとともに、環境、景観と調和したコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指す。また、モータリゼーションなどの進展により、開発の圧力が高まりつつあるが、本都市計画区域の自然環境、田園空間を保全・継承し、良好な市街地の形成を図る。

さらに、洪水・土砂災害等の対策の充実など強靭な県土づくりに取り組むことにより、 住む人や訪れる人が安心して生活し、くつろぐことができる市街地の形成を図る。

また、今後の都市づくりの構想として、都市や生活のなかに地域情報通信技術を組み込んだスマートシティについて、関係機関と連携し検討を進める。

4) 地域毎の市街地像

基本理念に基づき都市づくりを進めるにあたり、それぞれの地域が目指すべき市街地像 や担うべき役割を明確にするため、中心拠点市街地及び各拠点を位置付ける。

① 中心拠点

市場・赤嶺地区を中心拠点とする。

中心拠点では、交通結節点機能の向上や医療・福祉、教育・文化・芸術や商業などの様々な都市機能の集積、既存の公共施設の有効活用、人口定住の核となる住宅整備などを進め、中心市街地の活性化を進め賑わいの回復に努める。

② 観光・交流拠点

総合公園を、レクリエーション機能を有する観光・交流拠点とし、その機能の維持を図る。

③ 産業機能集積拠点

玉田・芦刈地区を産業機能集積拠点とする。

産業機能集積拠点では、豊後大野市の産業を支える拠点として、用地の確保・整備やアクセス道路など産業立地基盤を進め、企業誘致・集積を図る。

5) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

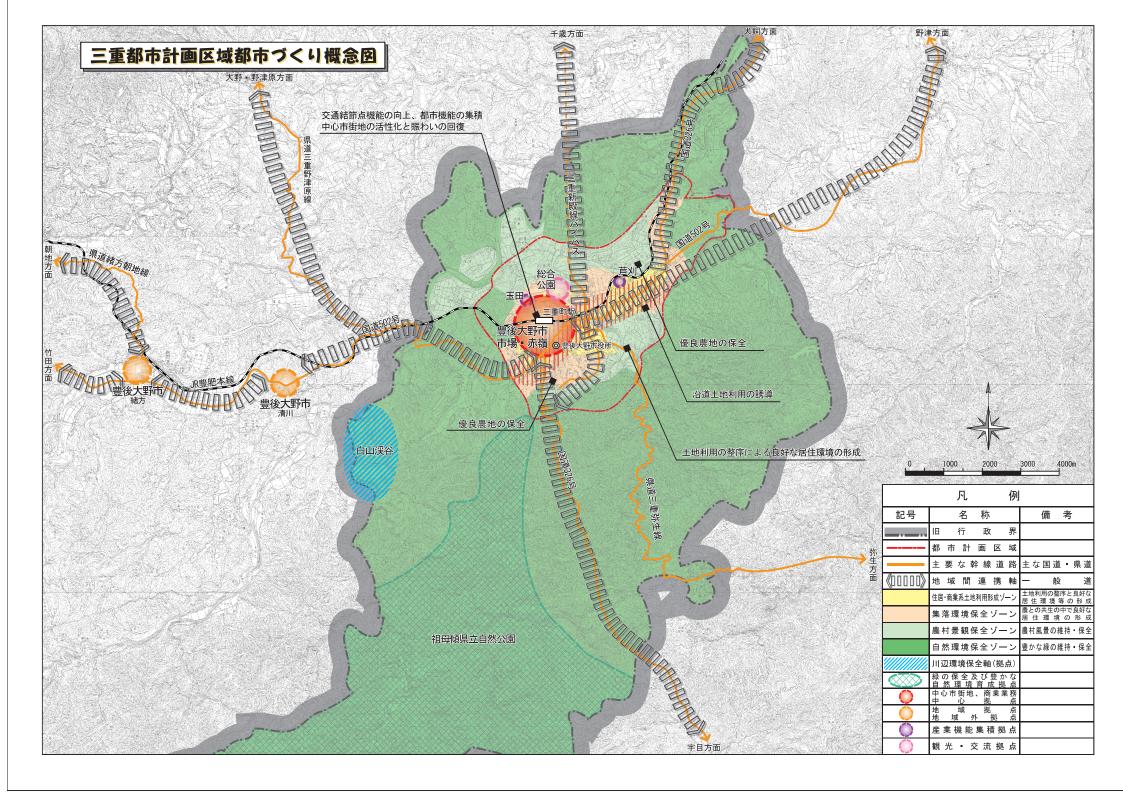
区	分	市町名	範 囲	規模
三重都市計画区域		豊後大野市	行政区域の一部	2, 235ha

6)目標年次

概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標 として示す。

基準年	目標年次
令和2年	☆ ₹1,00 左
(平成 27 年国勢調査)	令和 22 年



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

2) 区域区分の有無

① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化が一部でみられ、都市の求心力も弱い。さらに、農地の多くは今後も農業上の利用を確保すべき土地(農用地区域)として指定されており、関係機関との連携により保全は可能であることなどから、無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも立 地適正化計画や特定用途制限地域、地区計画等を適切に運用し、都市機能や居住の集約化 を目指す。また、関係機関とも連携しながら守るべき農地や自然環境の保全を行い、無秩 序な市街化に対する土地利用規制を行うものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

人口減少・高齢化が進むなか、持続可能な都市づくりに向けて、地域の個性を活かしながら、中心拠点等へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大を抑制することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指す。コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けては、適正な土地利用を推進するため、立地適正化計画等の活用を検討する。

中心市街地では、既存ストックの有効活用を図るとともに、公共施設や各種施設の中心部への集約及び立地促進に努める。また、空き家等については、他の用途への転用等を含めて、多様な活用を推進する。

一方、郊外部では市街地の拡大抑制を基本に、利用されなくなった土地については他用途としての利用を検討する。このような地域においては、都市的土地利用への転換は原則行わないこととし、土地利用を転換する場合には、慎重な配慮の下での計画的な転換に努める。

また、地震や土砂災害等の災害リスクの高い地域においては、都市機能や居住等、各種施設の立地を抑制し、県土強靭化の実現に向けた適切な土地利用を推進する。

② 主要用途の配置の方針

ア 商業、業務地

三重町駅周辺の中心市街地及び国道 326 号沿道に商業地を配置し、それぞれの役割分担を明確にし、豊後大野竹田連携都市圏内有数の商業集積を活かした生活密着型の商業拠点の形成や既存商店街の活性化を図る。

このうち、三重町駅前にある既存の商業地は衰退気味であるが、道路や公園、駅前広場等の基盤整備をはじめ、空き家などの低・未利用地を活用し、人口定住策の実施や住民・ 事業者との協働による市街地の活性化を進め、商業機能の充実を図る。

また、国道 326 号と三重新殿線バイパス (3.3.11 鬼塚上田原線) が交差する赤嶺地区周辺には沿道型の店舗等が立地しているとともに、今後、三重新殿線バイパスの延伸に伴い新しい形態の商業進出が見込まれるため、その動向を勘案しながら、適切な土地利用誘導による商業機能の集積と充実を図る。

業務地は、官公庁施設が集積している市場地区に配置し、今後とも業務機能の充実を図る。また、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、官公庁施設は郊外に分散させず、集積的に配置し機能の充実を図る。

イ 工業地

玉田、芦刈地区などに工業地を配置し、企業誘致を図る。また、地域社会との調和を考

慮して、緑地の確保などにより環境保全に努める。

ウ 住宅地

本都市計画区域では、一定程度の人口が用途地域内に居住するものの、総人口の減少に伴って用途地域内の人口も減少傾向にある。今後、用途地域内の都市基盤の充実や既存ストックの活用、老朽化した空き家の除却等により適正な土地利用を誘導し、用途地域内での人口の収容に努める。

国道 326 号沿道では、立地特性を活かし生活利便性の高い住宅地の形成に努める。また、 その周辺部では、都市基盤の充実により良好な居住環境の形成に努める。

③ 市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

三重町駅周辺の中心市街地は、豊後大野竹田連携都市圏の経済、情報、文化、福祉、教育、交通の中心的な役割を担う地区であり、用途地域の見直し等を検討し、土地の高度利用により人口定住の促進及び中心市街地の活性化を図る。

イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

人口の増加や核家族化による世帯の増加に伴う宅地需要により、一部ではミニ開発などによる宅地化の進行が見受けられるが、今後は自然や周辺の土地利用との調和を図りながら無秩序な開発を抑制するとともに、空き家や空き地が増加している箇所では、これら既存ストックの利活用や管理不全空き家の発生防止、老朽化した危険な空き家の除却を進め、秩序ある居住環境の整備を図る。また、土地区画整理事業が完了した下赤嶺地区周辺においては、沿道型店舗と共存した住宅の建設を促すとともに、良好なまちなみの維持に努める。

ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を与えるとともに、自然環境の保全、健康の維持増進、レクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。特に、国道 326 号沿道においては、壁面後退による緑化の促進を図り、質の高い景観形成を推進する。

市街地内に存在する農地については、宅地化の動向や空き家・空き地の状況を見定めながら、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。

エ 大規模集客施設*1の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針(大分県平成21年5月策定)」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

(*1) 大規模集客施設 :劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、 勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物で その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部 分にあっては、客席の部分に限る。) の床面積の合計が1万平方メートルを 超えるもの。

④ その他の土地利用の方針

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

郊外の農地については、優良農地の保全に努めるものとし、特にまとまった広がりを持つ芦刈地区、内田地区の保全に努める。市街地周辺の荒廃農地については、多様な主体の参加による農地再生を促進し、農地としての利用を積極的に図るとともに、再生困難な荒廃農地は、地区の特性に応じて自然再生の可能性を検討する。

イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が存在する。

災害リスクの高い区域においては、開発許可制度の適切な運用等により住宅や高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設、公共施設等の立地を抑制し、適切な土地利用を推進する。

また、土砂災害や河川浸水などが想定される区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地のなかにいながらにして緑豊かな自然に接することができる環境を維持するため、 祖母傾県立自然公園に連なる山林などの保全に努める。

特に、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業においては周辺景観等に配 慮する。

なお、利用されなくなった自然的土地利用に資する土地等については、市民農園への活用や森林・湿原、草地等の自然再生の可能性について検討する。

エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域外に広がっている農業集落では、現在の農村風景を保全するとともに低密度な 集落地の保全に努め、無秩序な開発や建築行為が行われないよう、特定用途制限地域の指 定などを検討し、適切な規制・誘導を行い、良好な集落環境の保全に努める。

なお、既に宅地化が進んでいる東小学校校区等の住宅については用途地域の指定を検討する。

また中長期的な視点からも、立地適正化計画による居住や都市機能の誘導を図る。

- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ① 交通施設の都市計画の決定の方針
- a 基本方針

ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、豊後大野竹田連携都市圏における交通の拠点に位置し、主要幹線道路として東西方向に国道326号と国道502号が、中央部から南東方向に県道三重弥生線が配置されており、南北方向に三重新殿線バイパスを整備中である。これら、東西・南北方向などの道路が、本都市計画区域の中央部で交差し、ここを中心に放射状の道路網を形成している。また、鉄道網として豊肥本線が通過しており、これら道路、鉄道により陸上交通網が形成されている。

今後も豊後大野竹田連携都市圏の中心都市として周辺都市との結びつきが強まることや 広域交通の整備により交通量の増加も予想されることから、区域内の幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図るとともに、市街地をめぐる環状道路網の整備の推進に より、市街地内への通過交通の排除を図る。また、中九州横断道路などの広域幹線道路へ アクセスする道路網の整備を図る。

また、日常生活に密着した生活道路の整備やネットワーク化により利便性、安全性の向上を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備などに努める。特に三重町駅周辺は、ウォーカブル推進都市にも登録され、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成へ向けた取組も進める。

さらに、地震や豪雨などの災害に備え、道路の防災対策に努める。

道路網の整備と併せて、今後の高齢化や人口減少への対応のみならず、更なる観光振興を見据えて、誰もが各拠点へアクセスできるよう、既存の公共交通機関に加えて、コミュニティバスやあいのりタクシーの運行などにより地域の実情に応じた公共交通ネットワークを構築し、自動車交通量の軽減を目指す。そのなかで、高度道路交通システムなど情報通信技術を活用した交通需要マネジメントなどの新たな交通システムのほか、自動運転や自動車のシェアリングシステムなどについても、公共交通を補完するものとして検討を進める。

イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成30年度末現在48.3%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア道路

種別	配置の方針
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアク
	セス性を高めるため、主要幹線道路として次の道路を配置する。
	国道 326 号、502 号(都市計画道路 3・4・2 三重ノ原深田線、3・
	4・7 鬼塚市場線)
	県道三重弥生線(都市計画道路 3・4・4 高砂大鷺線)
	三重新殿線バイパス(都市計画道路 3・6・11 鬼塚上田原線)
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を
	形成する幹線道路として、次の道路を配置する。
	都市計画道路 3・4・1 秋葉谷川原線
	都市計画道路 3・4・3 芦刈下赤嶺線
	都市計画道路 3・4・5 駅前線
	都市計画道路 3・4・6 役場前線

イ 公共交通

本都市計画区域の鉄道での玄関口として、三重町駅、菅尾駅が存在する。このうち三重町駅では、アクセス道路、駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を推進し交通拠点の形成を図るとともに、他の公共交通機関との連携を図る。

バスについては、路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努めるとともに、地域の様々な団体との協働による取組を検討する。また、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名			
74 114	都市計画道路 3・4・2 三重ノ原深田線(国道 326 号) 都市計画道路 3・6・11 鬼塚上田原線(県道三重新殿線)			
道路	都市計画道路 3・4・5 駅前線			
	都市計画道路 3・5・12 駅前高市線(県道三重停車場線)			

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水については、既設の集合処理区域を除くすべての区域で個別処理(浄化槽)により生活排水処理施設の整備を進めていくこととする。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めるとともに、河川管理施設の適切な維持管理により長寿命化に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

イ 整備水準の目標

河川については、これまでの浸水実績等を踏まえ、浸水被害の軽減及び解消を目標とした河道整備を図る。特に、大野川水系については氾濫により大きな被害が想定されることから、関係機関との連携のもと優先的に整備を行う。

b 主要な施設配置の方針

河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るために計画的に河川改修を 推進し防災に万全を期する。さらに、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、 治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

都市計画区域内への人口の集中や都市活動の活発化が予想されることを踏まえ、住民が 快適で文化的な生活を営むために必要な都市施設の配置に努めるとともに、既存施設の長 寿命化等の検討を行う。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

a 主要な市街地開発事業の決定の方針

平成29年度末現在、1地区の土地区画整理事業が完了している。今後、用途地域内において都市基盤が不十分で未利用地が介在している地区については、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

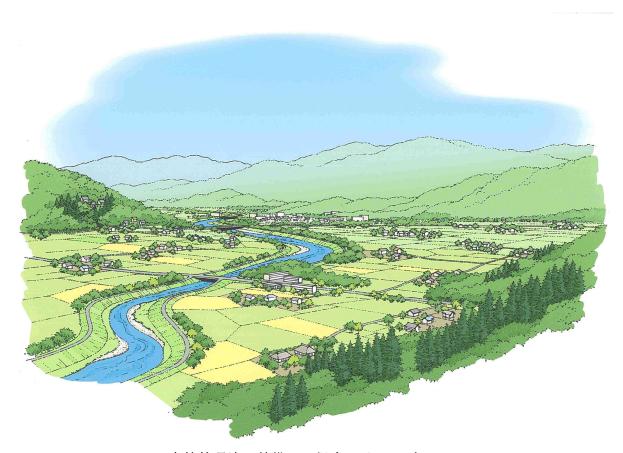
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

市街地を取り囲むように広がる田園空間は、食料供給基盤としてだけでなく本都市計画 区域の景観を形成する重要な要素ともなっており、この景観の保全に努める。また、住民 の憩いと交流の場となる都市公園の適切な維持・管理や機能の充実、長寿命化に努め、ま ちなみにゆとりとうるおいをもたらす緑の保全や新たな緑の創出に努める。また、市街地 内の農地は、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必 要に応じて保全に努める。

これらの、既存の自然緑地や機能的に配置された都市公園の充実、道路・建築物等施設の緑化などにより、グリーンインフラに関する取組に努めることとし、自然環境が有する多様な機能の活用を図る。

魅力ある地域づくりを進めるにあたっては、民間との連携や国の制度活用等により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組に努める。



―自然的環境の整備又は保全のイメージ―

b 主要な緑地の配置方針

ア 環境保全系統

祖母傾県立自然公園に連なる本都市計画区域の西・南の丘陵地については、自然との共生、環境負荷軽減の観点から自然環境の保全に努める。また、三重川をはじめとする河川については、生態系保全、環境負荷軽減の観点から保全に努める。

イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置していく。また、大原総合体育館を核とする公共的な運動施設が集積する大原総合公園を、スポーツ・レクリエーションの拠点として位置づけ整備・充実に努める。

ウ 防災系統

本都市計画区域の骨格を形成している三重川をはじめとする河川は、火災時の防火帯や消防水利などとして活用する。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は食料供給基盤であるとともに、洪水調節機能も担っており積極的に保全する。さらに、都市公園については、災害時避難地としての活用を図る。

工 景観構成系統

市街地を取り囲むように広がる田園空間は、食料供給基盤としてだけでなく本都市計画 区域の景観を形成する重要な要素ともなっていることから、景観計画に基づきこの景観の 保全に努める。なかでも田園の広がる緒方盆地や原尻の滝等は、景観条例に基づく景観形 成重点地区に指定されており、良好な景観の維持に努める。また、祖母傾国定公園及び祖 母傾県立自然公園に連なる山林と丘陵地景観の保全に努める。さらに、市街地内の主要な 道路を中心に街路樹などによる緑化を推進し、緑豊かな都市景観の形成に努める。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 30 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園は、総合公園 1 箇所 15.3ha で、 このうち 14.51ha が供用開始しており、面積ベースでの整備率は 94.8%である。

都市施設としての主要な公園・緑地は、今後とも目標年次に向けて整備を図る。

今後、主要な公園の整備とともに、必要性・優先性に乏しくなった都市計画公園の見直 しについて検討する。また、公募設置管理制度(Park-PFI)の活用等により、民間の資金、 技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討する。

イ 緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地内の貴重な樹林地である三重町駅周辺社寺林は、緑地保全地区への指定を検討し、

その永続性を図る。工業系用途地域の緑地は、緩衝地として存続を図る。また、祖母傾県 立自然公園に連なる本都市計画区域の西、南の丘陵地については、風致地区などの指定を 検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

4 都市防災に関する方針

1) 基本方針

都市防災対策は、都市の健全な発展を進めるためには必要不可欠であり、災害時に生命・ 身体の安全が確保されるよう、強靭な県土づくりを推進し、災害に強い都市構造の形成を 図る必要がある。

特に災害の危険性が高い区域については、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた 安全性の確保が必要である。

そのため、防災事業や避難体制の確立、各種都市計画制度の活用などを推進し、より安全な都市環境を形成していくとともに、事前復興の備えについても必要な取組を行う。

2) 都市防災のための施策の概要

強靭な県土の確保に向けて、大規模災害に対する脆弱性を適切に評価するとともに、人口動態を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努める。

また、市街地における災害を防止するため、市街地開発や産業用地等の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努める。

緊急輸送道路など災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進するとともに、災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、道路の無電柱化を検討する。その他、地域の防災活動拠点として機能する都市基盤施設を土地区画整理事業・市街地再開発事業等により確保・整備を検討する。

河川については、浸水対策の取組を進めるとともに、避難地としてのオープンスペース の確保なども推進する。

さらに、速やかな復旧・復興に備え、地域防災計画等に基づいた防災対策の推進、復興 事前準備など、必要な取組を行う。

5 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務や能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取組が効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の 確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的 な改善を行っていくものとする。

1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取組を協働で進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の 策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、 整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する 基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が 主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市(まち)づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体の地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定(又は見直し)、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接 関わる住民及び有識者等から構成される「都市(まち)づくり懇談会」等の継続的な開催 運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくり の促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的 に支援するものとする。

③ 住民等の役割

住民等は、都市計画は専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居

住又は就業する空間や公園等の公共空間における環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

まちづくりについては、防災や景観等の地域活動と併せて、展開していくものとする。

④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取組を支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。

また、人口減少・高齢化が進む都市の成熟期にあっては、行政主体のまちづくりからの 転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高め るエリアマネジメントを推進する。

このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、相互の支援関係や協力関係の強化に努めるものとする。

2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的に開催する「都市(まち)づくり懇談会」等で説明を行うものとする。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

